議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 7 議案第 3 号 職員の看護休職に関する条例の一部を改正する条例 (案)の制定について、議案第 4 号 一般職に職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを提案説明の都合上、一括議題といたします。

町長公室長 高嶋君。

町長公室長(髙嶋 好弘)

おはようございます。

それでは、議案第3号及び議案第4号につきまして、一括して提案説明させていただきます。

議案第3号 職員の看護休職に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定 についての提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、介護休暇の条例制定によりまして、介護休業手当金が支給 されるため、附則事項の第2項及び第3項を削り、第4項を第2項に条文を改 正するものでございます。

改正内容につきましては、職員の看護休職に関する条例の一部を改正する条例 (案)新旧対照表によりご説明いたします。2ページをご覧ください。アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後となっております。

第2条第2項中、「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加え、「、(読点)第726条」を「及び第726条」に改め、第6条の見出し中、「取扱」を「(送りがな、いをつけ)取扱い」に改め、同条中、「職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与に関する条例」に「第17条第2項」を「第19条第2項」に改め、附則中の第2項、当分の間、看護休職の許可を受けた職員には、看護休職の期間中、看護休職給を支給する。と同第3項、看護休職給の月額は給料の月額に地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第114条第2項の規定に基づき定められる割合を乗じて得た額を合計した額とする。を削り、第4項を第2項とするものでございます。

1 ページにお戻りください。なお、附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行することにしています。

続きまして、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例(案)の制定についての提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、職員の住居手当の支給該当者について、その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものを他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮して、支給該当者から削除するものでございます。

改正内容につきましては、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表によりご説明いたします。2ページをご覧ください。アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後となっております。第9条の2第1項は、改正前の「(2) その所有に係る住宅(規則で定める、これに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの」を削り、同第2項は、3ページ、改正前の「(2) 前項第2号に掲げる職員3,500円(当該住宅が当該職員その他規則で定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は3,500円)」を削り、条文を整備したものでございます。

1 ページにお戻りください。なお、附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行することにしています。

以上、簡単ではございますが、議案第3号及び議案第4号の提案説明とさせていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。